

第4部 一般廃棄物処理基本計画の推進体制

1 推進体制

本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくために必要な体制を整備します。

(1) 市における推進体制

市は、本計画を総合的・計画的に推進するため、市内部の横断的組織として、関係課からなる「一般廃棄物処理基本計画推進委員会」を設置します。

本委員会は、計画に基づく施策・事業の総合調整を行うとともに、計画の進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

(2) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物減量等推進審議会は、計画の進捗状況等を点検・評価するとともに、必要に応じて意見や提言を行います。

また、市長から諮問があった場合は、計画の見直しについて審議及び答申を行います。

(3) 広域的な連携

広域でのごみ処理を行っている、上三川町と下野市の一部（旧石橋町区域）の一般廃棄物処理基本計画と整合しながら、本計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

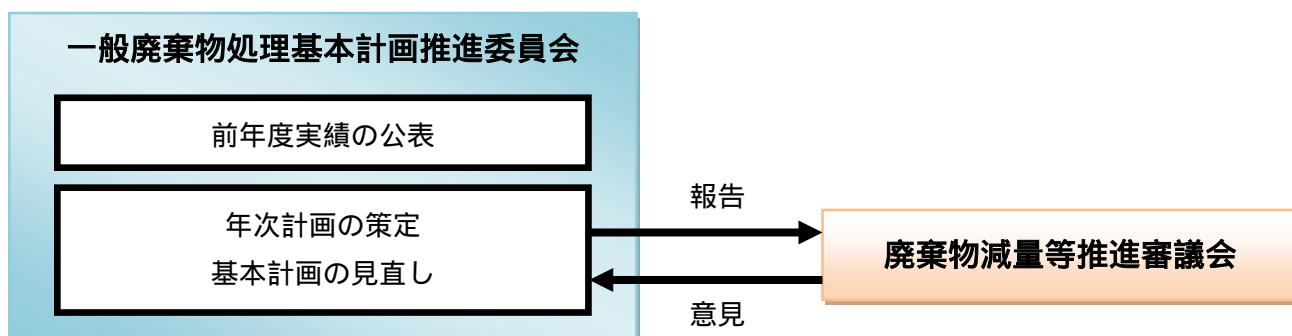
本計画の効果的な推進のため、年次計画を策定するとともに、年間実績を公表します。

(1) 年次計画の策定

ごみの「発生抑制、減量化・資源化」状況、生活排水処理施設の整備状況、収集運搬、中間処理、最終処分について、年次ごとの実施計画を策定します。

(2) 年間実績の公表

一般廃棄物の処理実績及びごみの「発生抑制、減量化・資源化」状況や生活排水処理施設の整備状況などについて、市ホームページ等を通じて広く市民に公表します。



3 市民への情報提供

広報紙やホームページ等において、計画の進捗状況やリサイクルの実態等の情報を定期的に提供し、3R等の意識啓発を行うことで、ごみ排出量の削減や資源化率の向上等を図ります。

